

令和 7 年度京都府森林クラウドシステム構築業務に係る 質問及び回答について

番号	分類	質問	回答
1	第 1 号様式 参加表明書	押印するものは、本店代表者印か委任先（支店）かをご教示ください。	支店長が会社の代表機関（代表取締役等）又は会社法第 11 条の規定による支配人に該当する場合、支店の印で結構です。該当しない場合、本社の印とするか、支店の印とした上で本社から支社への本業務に係る委任状（任意様式）を添付してください。
2	第 1 号様式 参加表明書	委任された代理人（支店長等）が会社法第 11 条等に該当しない場合に添付する委任状について、 ① 参加表明書の提出者は委任先の代理人を記載し、本社から代理人への委任状は京都府競争入札参加資格者申請時に提出した控え（コピー）を提出すればよろしいでしょうか。それとも別途作成し提出する必要がありますか。別途作成が必要な場合、委任状の様式があればご提供をお願いいたします。 ② 委任された代理人が契約権者になるという理解でよろしいでしょうか。	① 本業務は競争入札ではありませんので、京都府競争入札参加資格の申請時の委任状ではなく、別途作成してください。 委任状の様式の定めはありませんが、本業務に係る権限を委任すること、またどの権限を委任するかが明確にわかる内容としてください。 本業務に係る「一切の権限」としていただいても、委任する内容を選択した上で明記していただいても構いません。 【委任する権限の例（一部）】 ・ 参加表明及び企画提案 ・ 契約締結及び変更 ・ 契約保証金の納付並びに還付請求及び受領 ・ 契約代金の請求及び受領 等 ② 契約締結の権限を委任されている場合は、委任先が契約権者となります。委任状に、契約締結（及び変更）の権限を委任することを明記してください。
3	第 3 号様式 使用印鑑届	「法人印（個人の場合は、個人印）」及び「代表者の職・氏名」欄に押印するものは、本店代表者印か委任先（支店）かをご教示ください。	本社が参加表明及び契約事務等を行われる場合は、本社の社印及び代表者印としてください。 本社から支店に対して、参加表明及び契約事務等の権限を委任されている場合は、法人社印（又は法人営業所印）及び委任先の支店長の役職印としてください。

4	第3号様式 使用印鑑届	① 使用印鑑は委任先の印鑑でよろしいでしょうか。もしくは本社印が必要でしょうか。 ② 使用印鑑届の提出者欄に押印は不要と考えてよろしいでしょうか。 (参加表明書のように「印」の記載がないため)	① 番号3のとおりです。 ② 提出者欄への押印は任意です。
5	第3号様式 使用印鑑届	「測量等業務指名競争入札参加資格認定通知書」や、物品及び役務での「競争入札参加資格認定通知書」にて参加資格を申請する際に、契約締結などを本店代表者から支店に委任する委任状を提出し受理されています。 そこで、会社法第11条に定められた「支配人」が不在の支店が「使用印鑑届」に支店印で押印する場合は本店から支店に委任する委任状を省略することは可能でしょうか。	番号2のとおりです。
6	第3号様式 使用印鑑届	会社法第11条に適用される支配人がいない支店の場合、委任状の様式があればご教示ください。	番号2のとおりです。 委任状の提出は1部で結構です。
7	別紙1 提出書類 一覧	納税証明書類について、測量と物品の「京都府競争入札参加資格審査結果通知書」のコピーを提出すれば、「1 京都府税の滞納が無いことの証明(第2号様式)」と「2 消費税及び地方消費税の納税証明」を提出しなくてもよいという解釈しましたが問題ないでしょうか。	その通りです。 「京都府競争入札参加資格審査結果通知書」を複数お持ちの場合は、いずれか1種類で結構です。
8	募集要領 7の(2)	企画提案書の作成方法に記載されている「なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと」とありますが、どういうものを意図した内容ですか。企業名や製品名なども表記を伏せる必要がありますか。	外部有識者が公平、公正な意見陳述(採点など)を行うことができるよう、提案者の企業名、製品名、担当者氏名等を記載する必要がある場合は、ABC等の記号に置き換えて記載してください。
9	募集要領 7の(2)	企画提案書には会社名及び、個人名(体制表での配置技術者の氏名)は記載しないことでよいでしょうか。	番号8のとおりです。

10	募集要領 8の(2)	プレゼンテーションの開催日がいつ頃になるか(9月中旬等の曖昧なご回答でも構いません)可能でしたらご教示ください。	9月中旬を予定しています。
11	募集要領 8の(2)	プレゼンテーション及びヒアリングの日程を教えてください。まだ決定していない場合は、おおよその日程と、提案書の提出からどれくらいの期間で通知されるか教えてください。	9月中旬を予定しています。 開催日及び開催場所は、参加資格を確認できた方に個別に通知します。 通知時期は、応募書類の提出期限である9月5日からおおむね1週間後を予定しています。
12	募集要領 8の(2)	プレゼンテーション及びヒアリングへの参加は5名程度を想定していますが、参加できる人数は何名を想定されていますか。また、参加できる者は予定管理技術者および担当技術者、契約責任者に限られる認識でよいですか。	参加できる人数、役職等の制限はありませんが、プレゼンテーションを行うために必要な人数に絞っていただくようお願いします。
13	募集要領 8の(2)	プレゼンテーション及びヒアリングでは、提案書に基づくパワーポイントなどの資料を用いることが可能でしょうか。また、提案者が有するデモサイトなどでの実演をすることは可能でしょうか。	いずれも可能です。 パソコンが必要な場合は持参いただくようお願いします。 プロジェクターはご用意する予定です。
14	募集要領 8の(2)	プレゼンテーションは、予定管理技術者が行うことと考えていますが、その認識でよいでしょうか。また、ヒアリングについては、予定担当技術者がこれを補佐することは可能でしょうか。	番号12のとおりです。
15	募集要領 8の(2)	プレゼンテーション及びヒアリングについて、説明と質疑応答の時間を教えてください。	プレゼンテーションは30分、質疑応答はおおむね10分程度を予定しています。
16	募集要領 8の(2)	プレゼンテーション時にパワーポイントなどの資料を用いることができる場合は、使用する機材について、会場にプロジェクターまたはディスプレイ等は、用意されますでしょうか。また、接続するHDMIケーブルは会場のものを使用できますでしょうか。	プロジェクター、HDMIケーブル及び延長コードはご用意する予定です。 これ以外に必要な機材がある場合は、プレゼンテーションの開催日時等をお知らせした際に個別にご相談ください。

17	募集要領 8の(3)	評価方法に記載されている「外部有識者」のお名前を現時点で公開可能でしたらご教示ください。	外部有識者の所属及び役職名並びに氏名は、プレゼンテーションの開催後にホームページ等で公表します。プレゼンテーションの開催前にお知らせすることはできません。 なお、募集要領8の(5)の力のとおり、評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合は失格となります。
18	企画提案書 作成要領 2の(6)	【参考】運用支援業務の見積価格(任意様式)は、価格提案書と同様に正本1部、副本9部の提出が必要でしょうか。または、企画提案書の本文中に記載すべきでしょうか。	企画提案書中に記載いただいても、別紙としていただいても構いません。 いずれの場合でも、紙で10部をご提出ください。
19	企画提案書 作成要領 2の(6)	運用支援業務(R8年度から5年間)の見積は評価の対象外という理解でよろしいでしょうか。	評価の対象です。 企画提案評価基準の「提案項目」-「システム運用保守」-「運用保守及び運用支援」において評価します。
20	仕様書 1の(7) P.2	LGWAN回線について、新たな三層分離(β モデル)により、府、市町村においても、LGWAN-ASPではなくインターネット接続系のシステムを利用することは可能でしょうか。	府及び市町村においては、行政内部での情報共有をより安全に実施するため、仕様書1の(7)の②及び④並びに4の(1)の③のとおり、LGWAN回線を用いることとしています。 府内市町村の多くは α モデルであり、仕様書のとおりLGWAN回線からアクセスできることを必須とします。
21	仕様書 2の(2) P.5	スケジュール想定 of 仮運用時点で、全ての機能を実装するという理解で合っているでしょうか。	その通りです。
22	仕様書 3の(5) P.7	説明会における操作資料及び操作端末は、受注者が作成及び準備することとあるが、説明会に参加する受講者全員に端末を配置することを想定した説明会でしょうか、それとも説明者が利用する操作端末1台を想定していますでしょうか。また、説明会会場にはLGWAN環境が利用可能でしょうか。 「6.(2)⑤(エ)」には、「研修で使用する会場、操作端末、プロジェクター等は発注者が準備する。」とありますが、どちらが正しい内容でしょうか。	説明会の詳細は、事業の実施段階で協議により決定する想定です。 発注者が準備する会場は、LGWAN回線を利用可能な環境を想定しています。 なお、仕様書3の(5)(P.7)の「システム導入説明会」は本業務により実施する説明会であり、仕様書6の(2)の⑤のエ(P.18)の「システム操作研修」は、別途契約予定のシステム運用支援業務により実施する研修です。

23	仕様書 4の(1) P. 8	⑧ LGWAN ヘデータをとり込む際は 無害化処理を行うものとする ありますが、京都府では LGWAN ヘデータを とり込む際にどのような無害化処理 が行われていますか？ 例：特定ファイルしか取り込めない Shape ファイルは取り込めない、マク ロは削除する等・・・	京都府内の自治体で広く利用されている 無害化サービスでは、shape ファイルを 含む一部のファイル形式については削除 され、マクロ付きファイルについては、 マクロ部分のみ削除されます。
24	仕様書 4の(2) P. 9	システム利用者及び区分 ①システ ム利用者（想定）の事業体約 40 名と ありますが、森林組合や事業体の団体 数をご教示ください。	森林組合関係が最大 21 (20 組合及び京都 府森林組合連合会)、民間事業体 19 社 後の想定です。
25	仕様書 4の(3) P. 11	④イ 「森林計画図と森林簿が多対多」 とありますが、現在多対多の関係にあ るのでしょうか？また、図形側が多と なるのはどのような状況でしょう か？	現行システムでは、森林計画図（林相ポ リゴン）と森林簿は原則として 1 対 1 の 関係です。 実際には、多対多又は 1 対多の場合が存 在します。例えば、森林簿が複数レコー ドあるが、森林計画図（林相ポリゴン） が 1 つしか存在しないケースがありま す。この場合、現行システムでは便宜的 に、森林簿のうち代表の 1 レコードを森 林計画図とリンクさせ、残りの森林簿は リンク切れの状態となっています。 図形（林相ポリゴン）が多となるのは、 例えば、林相ポリゴンが樹種ごとに複数 されているが、森林簿は樹種「その他針 葉樹」などとして 1 レコードにまとめら れている場合などが想定されます。
26	仕様書 4の(3) P. 12	造林補助申請機能では、森林整備事業 （公共）および非公共事業の申請か ら、条件を満たした無作為抽出による 検査箇所の抽出、補助金の交付、検査 調書や林野庁報告のための地区別調 書等すべての帳票の出力が要件とい う理解で合っているのでしょうか。	その通りです。 特に帳票について、具体的な種類、内容 及び出力形式については別途協議を予定 しています。
27	仕様書 5の(1) P. 16	③の(キ)受注者の運用設備の視察と は、システムおよびデータを格納した データセンタのサーバ自体を指して いるのでしょうか。	その通りです。

28	仕様書 7の(1) P. 18-19	LGWAN へのアクセスは、「直接接続する場合」と「インターネット接続端末から仮想デスクトップ経由で接続する場合（SBC方式、VDI方式）」の2種類で考えておけばよろしいでしょうか。現在別途サーバを用意されている宇治市においても他自治体同様の環境で運用され则认为よろしいでしょうか。	LGWAN へのアクセス方法は市町村によって異なるため、仕様書にあるとおり、直接接続でも仮想デスクトップ経由の接続でも利用できるものとしてください。各市町村の環境は、事業の実施段階において、仕様書3の(2)の①及び7の(2)の②のとおり、受注者と府及び市町村の情報システム管理部署と調整していただきます。
29	仕様書 別紙3 別紙 P. 4	別紙3 SWD ファイルやBDS ファイルと記載されているものは、受注者が想定している形式のファイルと合致しているかを確認するためにも、補足説明を頂きたいですが、汎用的なデータ形式で貸与いただけると考えております。DB については、定義書を合わせてご提供いただけると考えておりますがお間違いありませんでしょうか。	「SWD ファイル」及び「BDS ファイル」は、GISソフト「SIS」で使用される拡張子. swd 及び. bds のデータです。仕様書別紙3に記載のとおり、移行にあたりデータ形式の変換等が必要な場合は、原則として受注者が行うとしていますが、SIS を所有していない等の事情があれば、事業の実施段階で調整を行います。データベースについては、テーブル定義書を提供する予定です。